

# I 建設工事の入札に係る最低制限価格等の算定式の改定

## 1 概要

工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格に係る算定式について改定する。

## 2 改定内容

### (1) 最低制限価格制度（契約予定金額5億円未満の工事）

#### 最低制限価格

＜算定式＞（最低制限基本価格×ランダム係数※）×（100%+消費税率）/100%

項目	平成29年6月30日まで	平成29年7月1日から
最低制限基本価格	直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55	直接工事費 × <u>0.97</u> + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55

※ランダム係数 乗算方式（100%±0.050%の範囲で0.001%刻み）

＜設定範囲＞予定価格の10分の7から10分の9までの範囲

### (2) 低入札価格調査制度（契約予定金額5億円以上の工事）

#### ア 低入札価格調査基準価格

＜算定式＞（低入札価格調査基準価格（消費税抜き））×（100%+消費税率）/100%

項目	平成29年6月30日まで	平成29年7月1日から
低入札価格調査基準価格（消費税抜き）	直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55	直接工事費 × <u>0.97</u> + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55

＜設定範囲＞予定価格の10分の7から10分の9までの範囲

#### イ 調査最低制限価格

＜算定式＞（調査最低制限基本価格×ランダム係数※）×（100%+消費税率）/100%

項目	平成29年6月30日まで	平成29年7月1日から
調査最低制限基本価格	直接工事費 × 0.9 + 共通仮設費 × 0.7 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55	同 左

※ランダム係数 乗算方式（100%±0.050%の範囲で0.001%刻み）

＜設定範囲＞予定価格の10分の7から10分の9までの範囲

## 3 実施時期

平成29年7月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

## 4 その他

上記算定式における各費用には、工事費の積算に用いる費用を別紙「最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い」のとおり適用する。（従前どおり）

## Ⅱ 測量・建設コンサルタント等業務の入札に係る最低制限価格の算定式の改定

### 1 概要

業務の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格に係る算定式について改定する。

### 2 改定内容

#### (1) 測量業務

##### 最低制限価格

<算定式> (最低制限基本価格×ランダム係数※) × (100%+消費税率)/100%

項目	平成29年6月30日まで	平成29年7月1日から
最低制限基本価格	直接測量費 × 1.0 + 測量調査費 × 1.0 + 諸経費 × 0.45	直接測量費 × 1.0 + 測量調査費 × 1.0 + 諸経費 × <u>0.48</u>

※ランダム係数 乗算方式 (100%±0.050%の範囲で0.001%刻み)

#### (2) 土木関係の建設コンサルタント業務

##### 最低制限価格

<算定式> (最低制限基本価格×ランダム係数※) × (100%+消費税率)/100%

項目	平成29年6月30日まで	平成29年7月1日から
最低制限基本価格	直接人件費 × 1.0 + 直接経費 × 1.0 + その他原価 × 0.9 + 一般管理費 × 0.45	直接人件費 × 1.0 + 直接経費 × 1.0 + その他原価 × 0.9 + 一般管理費 × <u>0.48</u>

※ランダム係数 乗算方式 (100%±0.050%の範囲で0.001%刻み)

#### (3) 建築関係の建設コンサルタント業務

##### 最低制限価格

<算定式> (最低制限基本価格×ランダム係数※) × (100%+消費税率)/100%

項目	平成29年6月30日まで	平成29年7月1日から
最低制限基本価格	直接人件費 × 1.0 + 特別経費 × 1.0 + 技術料等経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6	同 左

※ランダム係数 乗算方式 (100%±0.050%の範囲で0.001%刻み)

#### (4) 環境等に係る調査業務

業務内容に応じて、測量業務又は土木関係の建設コンサルタント業務の算定式により最低制限価格を設定する。(従前どおり)

### 3 実施時期

平成29年7月1日以降に入札通知を行うものから適用する。

別紙

最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い

最低制限基本価格、低入札価格調査基準価格及び調査最低制限基本価格の算定式における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」には、工事費の積算に用いる費用（次表【 】内）を次表のとおり取り扱う。

積算の種別		「直接工事費」	「共通仮設費」	「現場管理費」	「一般管理費」
一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)		【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】
建築工事、 建築設備工事	一般工事	【直接工事費(営繕基準)】×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×1/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
	昇降機設備工事その他の 製造部門を持つ専門工事 業者を対象とした工事	【直接工事費(営繕基準)】×8/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×2/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
鋼橋製作の工場製作		【直接工事費】	【間接労務費】	【工場管理費】	【一般管理費等】
土木 電気機械	一般工事	【直接製作費】+【直接工事費】  ただし、 【直接製作費】=「機器単体費」×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】  ただし、 【間接労務費】=「機器単体費」×1/10	【工場管理費】+【現場管理費】 +【機器間接費】  ただし、 【工場管理費】=「機器単体費」×2/10	【一般管理費等(機器単体費)】 +【一般管理費等(工事費)】  ただし、 【一般管理費等(機器単体費)】=「機器単体費」×1/10
	鉄塔・反射板工事	【工場塗装費】+【材料費】+【製作費】 +【直接工事費(架設)】  ただし、 【材料費】+【製作費】=「鉄塔製作費」×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】  ただし、 【間接労務費】=「鉄塔製作費」×3/10	【工場管理費】+【現場管理費】  ただし、 【工場管理費】=「鉄塔製作費」×1/10	【一般管理費等】
土木 機械設備工事		【直接製作費】+【直接工事費】	【間接労務費】+【共通仮設費】	【工場管理費】+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【一般管理費等】
機械設備点検・整備業務		【材料費】+【直接経費】 +【直接労務費】+【塗装費】	【共通仮設費】	【現場管理費】+【点検整備間接費】 +【技術調査費】	【一般管理費等】
下水道 電気設備工事、機械設備工事		【機器費】×6/10+【直接工事費】	【機器費】×1/10+【共通仮設費】	【機器費】×2/10+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【機器費】×1/10 +【一般管理費等(工事費)】